

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第37条第1項と労働関係調整法施行令第10条の4第1項の規定に基づいて、大阪電気通信産業合同労働組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第4項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成29年3月15日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

賃金引上げ等

平成29年3月9日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別記

西日本電信電話株式会社マーケティング推進部門京都センタ（京都）、西日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社マーケティング推進部門、西日本電信電話株式会社マーケティング推進部門

大阪センタ、西日本電信電話株式会社マーケティング推進部門大阪東センタ、西日本電信電話株式会社マーケティング推進部門大阪南センタ、株式会社N T Tフィールドテクノ、株式会社N T Tフィールドテクノ関西支店大阪営業所堺フィールドサービスセンタアクセス担当、株式会社N T Tフィールドテクノ設備部カスタマサポート部門大阪カスタマサポートセンタ故障コントロールセンタ、テルウェル西日本株式会社、テルウェル西日本株式会社電報事業部、テルウェル西日本株式会社電報事業部大阪電報サービスセンタ、株式会社N T Tマーケティングアクト関西支店大阪コンタクトセンタ（以上、大阪）、西日本電信電話株式会社マーケティング推進部門兵庫センタ（兵庫）